

## 住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準

1 に掲げる住宅については、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302:2000)」の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書(以下「JIS 基準ただし書」という。)を適用して、処理対象人員を2の算定方法とすることができるものとする。

### 1 対象住宅

対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件に適合する住宅(既存の住宅及び既存住宅の建て替えを対象とし、台所及び浴室が2以上ある住宅、新築住宅その他対象とすることが適切でないと判断されるものを除く。)とする。

- (1) JIS A 3302:2000 表の類似用途別番号2(イ)の住宅(延べ面積が130㎡を超える住宅に限る。)であること。
- (2) 実居住人員(居住人員の増加の予定がある場合は、増加後の居住人員(以下「予定居住人員」という。))とする。)が5人以下の世帯であること。
- (3) 申請に係る住宅の予測水道使用量(次のいずれかの方法により算定した値)が1,000L/戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員(居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員)が3人以下の世帯の場合においては、この限りでない。
  - ① 水道のみを使用している場合  
年間最大水道使用量実績とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあっては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲み取り便所の場合にあっては、年間最大水道使用量実績値に200/150を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。
  - ② 水道に加え井戸水等を使用している場合(メーターの設置その他適当な方法により年間最大井戸水等使用水量実績値を把握できる場合に限る。)に①の方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用水量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。
- (4) 設置者の責任において浄化槽の定期検査(浄化槽法第11条に規定する検査)、保守点検及び清掃が適正に実施されること。
- (5) 生活環境の変化等により第1号から第3号の基準に適合しなくなった場合、新たな尿尿浄化槽の設置も含めた適切な対応が可能であること。

### 2 処理対象人員の算定方法

処理対象人員を5人とすることができる。

### 3 手続き方法

JIS 基準ただし書を適用する場合においては、浄化槽設置届出書(4部)に加えて

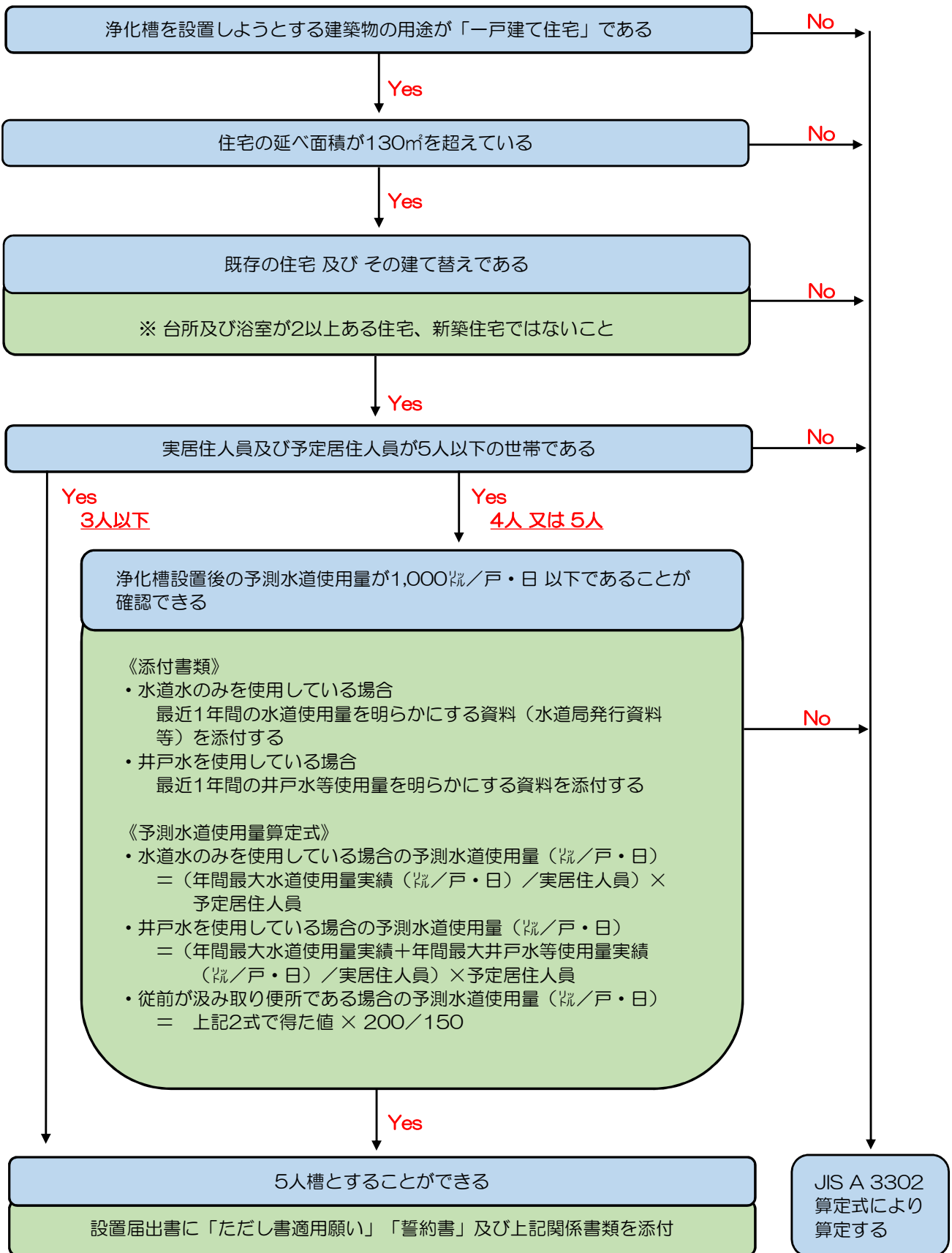
以下の書類等を添付すること。

添 付 書 類	設置届出書 4部	
	原 本	写 し
住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準の ただし書適用願い 【様式第1号】	1	3
誓 約 書 【様式第2号】	1	3
最近1年間の水道使用量を明らかにする資料(水道局発行)：納入証明書 又は 「水道 使用量等のお知らせ」 (第1項第3号の規定による場合)	証明書： 1	3
	お知らせ： 0	4
最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料 (第1項第3号②の規定による場合)	1	3

#### 附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

〔浄化槽処理人員算定基準のただし書適用基準フロー〕



## 水道料金等の納入証明書

水道料金、下水道使用料をお支払いいただいた場合、領収書、領収済み通知書を発行しますが、紛失等で領収証がなく、再度水道料金等が納入済であることを証明するものが必要な場合は、納入済証明を有料で発行することができます。（過去5年以内のもののみ証明可能です）

証明を希望される方は、お電話でご連絡の後、来届いたどうか、郵送でお申込みください。

### 窓口での申請方法

#### 事前にお電話でご連絡ください

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（祝・休日、12月29日から1月3日を除く）

電話：0120-411-002（お客さま専用フリーダイヤル）

（フリーダイヤルをご利用できない場合は 電話：025-266-9311）

#### お知らせいただく内容

お客さま番号（水道使用量のお知らせなどをご用意ください）

#### 水道使用量等のお知らせの取方

納入を証明する期間（過去5年以内のもののみ証明可能です）

受け取り希望日（証明書の発行までに3日程度かかります）

受け取り窓口（ご希望の水道局窓口をお知らせください）

#### 水道局の事業所・営業所

ご連絡先お電話番号

※代理人（使用者以外）からの申請の場合は委任状が必要となりますので事前にお知らせください。

#### 水道局窓口にお越しください

#### ご持参いただくもの

申請者の身分証明書（運転免許証・健康保険証等）

印鑑

手数料300円

※事前に申請書にご記入いただき、お持ちいただいてもかまいません。

※代理人（使用者以外）からの申請の場合は委任状が必要です。

水道料金等納入証明書交付申請書と委任状（新潟市ホームページ 申請・届出の総合窓口へ）（外部サイト）

### 郵便による申請方法

郵送による手続きもできます。

普通郵便で請求する場合は、証明書が届くまでに1週間程度かかります。

申請内容の確認や郵便事情によっては、さらに時間がかかることがありますので、日数は余裕をもって申請してください。

#### ご郵送いただくもの

##### 申請書

水道料金等納入証明書交付申請書と委任状（新潟市ホームページ 申請・届出の総合窓口へ）（外部サイト）

※代理人（使用者以外）からの申請の場合は委任状が必要です。

##### 申請者の身分証明書の写し

運転免許証・健康保険証等の写し（確認後、返却いたします）

##### 手数料

300円分の郵便定額小為替（切手・現金不可）

※郵便局で購入した定額小為替には持ち込みしないでください。

##### 郵便用の封筒

封筒に申請人の住所・氏名を記載し、切手を貼付してください。

※証明書は申請人以外には送付しません。

#### 送付先及び問い合わせ先

〒951-8560

新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3

新潟市水道局総務課営業課

電話：0120-411-002（お客さま専用フリーダイヤル）

（フリーダイヤルをご利用できない場合は 電話：025-266-9311）

## 水道使用量等のお知らせ

水道局では、検計時に「水道使用量等のお知らせ」をお渡しして、使用水量や料金などをお知らせしています。

**『水道使用量等のお知らせ』の見方**

- ① **お客様番号**  
お客様ご自身の番号です。  
お隣りご住りの際には、この番号をお知らせ下さい。
- ② **検計に関する内容**  
今期・前回の検計日とメーター番及び使用水量が記載されます。  
下水道処理を行っている地域の皆さまには、下水道処理量もお知らせします。また、汚濁浄化槽をご利用の場合は、浄化槽の稼働が表示されます。  
年積算や待合状などのため、検計が正確な場合には確認対象として検計して誤差に調整されます。
- ③ **今期の請求予定金額**  
今期の水道料金です。  
下水道処理を行っている地域の皆さまには、下水道使用料もお知らせします。
- ④ **口座振替日のお知らせ**  
料金の不安定に口座振替をご利用の皆さまには、振替予定日が変更されます。
- ⑤ **次期の検計予定日**  
次期の検計予定日です。
- ⑥ **口座振替済のお知らせ**  
前回料金の口座振替の内容です。  
11月～2月分の和金が発生している場合がございます。

( 参考資料 )

### 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (JIS A 3302:2000) (抜粋)

2 建築用途別処理対象人員算定基準 建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

表

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		
				算定式	算定単位	
2	住宅施設関係	イ	住宅	$A \leq 130^{(2)}$ の場合	$n = 5$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
				$130^{(2)} < A$ の場合	$n = 7$	

注 (2) この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。

新潟市長 様  
 特定行政庁 様

浄化槽設置者  
 住 所  
 氏 名

## 住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い

私の住宅については使用状況が下記のとおりであり、尿尿浄化槽の処理対象人員が『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302：2000）』による算定では明らかに実情に添わないため、ただし書の適用をお願いします。

## 記

1 設置場所	新潟市			
2 住宅の規模 (延べ面積)	住宅部分	m <sup>2</sup>		
	その他用途部分	m <sup>2</sup>		
3 従前に設置している浄化槽	有 ( 人槽 ) ・ 無			
4 居住人員 及び 居住者名	JISによる対象人員	7 人		
	実居住人員 ※1	人		
	予定居住人員 ※2	人		
	当該住宅に居住 する者 (居住予定者を含む) ※3	氏 名	続 柄	
5 井戸水等使用の有無	1 使用していない 2 使用している			
6 年間最大水道使用量実績 ※4	ℓ/戸・日			
7 年間最大井戸水等使用量実績 ※5	ℓ/戸・日			
8 予測水道使用量 ※6	ℓ/戸・日			

注) ※1及び※2が3人以下である場合は、項目5以降の記載は必要ありません。

( 裏 )

- ※1 現在居住している人員数を記載してください。
- ※2 子供の出生等により世帯人員が増加する予定がある場合は、その人員数を含めた人員数を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、実居住人員を記載してください。
- ※3 居住予定者は、氏名を括弧書きで記載してください。また、世帯人員の増加が子供の出生等による場合は「(出生等)」と記載してください。
- ※4 住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第1項第3号により適用する場合は、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料(水道局発行:納入証明書又は「水道使用量等のお知らせ」の写し)の内、最も使用量の多い期間の使用量を1日当たりに換算して求めた値を記載してください。  
また、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※5 住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準第1項第3号②により適用する場合は、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料(メーター等を設置して井戸水等の使用量が把握できる場合に、概ね2ヶ月毎にその使用量を記録した資料)の内、最も使用量の多い期間の使用量を1日当たりに換算して求めた値を記載してください。  
また、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※6
- ・水道のみ使用している場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)  
= 年間最大水道使用量実績 (ℓ/戸・日) / 実居住人員 × 予定居住人員
  - ・井戸水を使用している場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)  
= {年間最大水道使用量実績 + 年間最大井戸水等使用量実績 (ℓ/戸・日)}  
/ 実居住人員 × 予定居住人員
  - ・従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量 (ℓ/戸・日)  
= 上記2式で得た値 × 200 / 150

# 誓 約 書

年 月 日

新潟市長 様  
特定行政庁 様

浄化槽設置者

住 所

氏 名

今般、新潟市\_\_\_\_\_において浄化槽を設置するに当たり、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302：2000）』に基づく処理対象人員の算定方法では、住宅の延べ面積が130㎡を超えることにより処理対象人員が7人となり、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書の適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が5人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、1日当たりの最大水道使用量が1,000ℓを超えることとなる人員が居住することはありません。
- 2 浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 3 前記1の項に相違する事態となった場合、並びに定期検査または行政庁が行う検査の結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、行政庁の指導に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 4 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。



以下の書類等を添付すること。

添付書類	設置届出書 4部	
	原本	写し
住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準の ただし書適用願い 【様式第1号】	1	3
誓約書 【様式第2号】	1	3
最近1年間の水道使用量を明らかにする資料(水道局発行)：納入証明書又は「水道 使用量等のお知らせ」(第1項第3号の規定による場合)	証明書： 1	3
	お知らせ： 0	4
最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料(第1項第3号②の規定による場合)	1	3

#### 附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。